

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令案（概要）

令和5年3月
環境省水・大気環境局大気環境課

1. 概要

大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「施行規則」という。）第16条の5を改正し、工作物に係る解体等工事（解体、改造又は補修作業を伴う建設工事をいう。）を行う場合の事前調査について、適切に調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせなければならないこととする。

ただし、石綿等が使用されているおそれが高いものとして環境大臣が定める工作物以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業を伴うものに限る。

その他、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令和2年環境省令第25号。以下「関係省令」という。）について、所要の改正を行う。

2. 公布日等（予定）

公布日：令和5年5月中旬

施行期日：令和8年1月1日

※関係省令の改正については、公布の日から施行